政　令

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

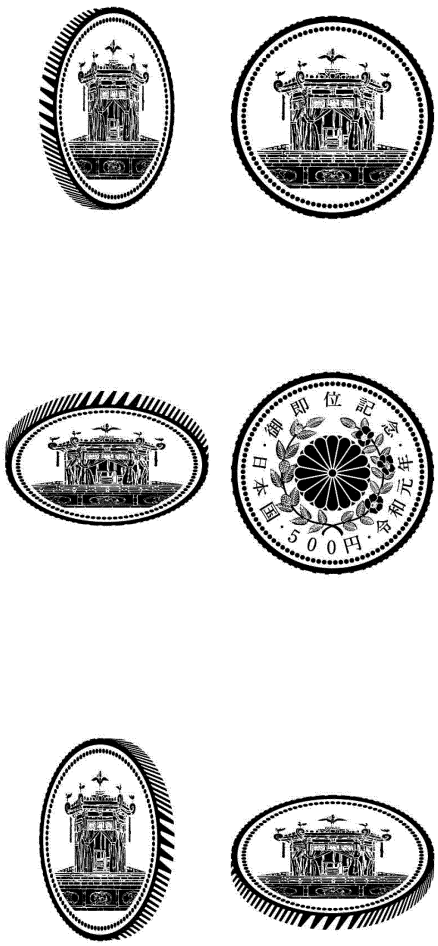
政令第一号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同表第五十四号中「平成三十一年」を「令和元年」に改め、同号を同表第五十五号とし、同表第五十三号を同表第五十四号とし、同表第五十二号中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同号を同表第五十三号とし、同表中第五十一号を第五十二号とし、第四十一号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、同表第四十号中「平成三十一年」を「令和元年」に改め、同号を同表第四十一号とし、同表中第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、第三十七号を第三十八号とし、同表第三十六号中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表中第三十五号を第三十六号とし、第二十六号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

素材	ニッケル黄銅、白銅及び銅
品位	千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五
量目	七・一グラム
直径	二十六・五ミリメートル
形式	

二十六　五百円の貨幣のうち天皇陛下御即位を記念するため発行するもの